

沖縄県地球温暖化対策実行計画改定支援委託業務
企画提案コンペ実施要領

1. 委託業務の概要等

(1) 委託名

沖縄県地球温暖化対策実行計画改定支援委託業務（以下「本業務」という。）

(2) 企画提案コンペの趣旨

沖縄県では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を平成 23 年 3 月に策定し、各種施策を展開してきたところである。

今年度は、本計画の中間年度（平成 27 年度）にあたり、これまでの各種施策を検証するとともに、国等の地球温暖化対策に関する最新の動向等を踏まえ、今後取り組むべき温暖化対策等を明確にし、計画を見直すこととしている。計画改定にあたり、幅広い知識と専門性を活用するため、民間事業者から企画提案を募集する。

(3) 委託する業務内容

別紙「委託業務仕様書」のとおり。

(4) 委託の期間

契約締結の日から平成 28 年 3 月 31 日

(5) 予算額

委託料 6,304 千円以内（消費税含む）

なお、金額は企画段階の目安であって、提案採択後、調整することがあります。

2. 参加資格

次の要件を全て満たす法人または複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年法律第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定を準用し、一般競争入札参加資格を欠く者でないこと。
- (2) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されている者。
- (3) 本実施要領や別紙委託業務仕様書等に記載された趣旨をすべて了解する者。
- (4) 沖縄県の温暖化防止対策や環境問題について十分把握している必要があることから、沖縄県内に本社又は支店等を有する者であること。
- (5) 所得税又は法人税、消費税及び県税に滞納がないこと。
- (6) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

- (8) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう、以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (9) 国又は地方公共団体から温室効果ガス排出量の推計等に関する業務の受注実績があること。

(参考) 地方自治法施行令（昭和 22 年法律第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

3. 業務委託先を決定するまでのスケジュール

(1) 事業に関する質問受付

- 質問期限 平成 27 年 5 月 8 日（金）午後 5 時（必着）
- 質問書 【様式 1】
- 質問方法 事業担当者あて電子メールまたは F A X によること
- 回答方法 沖縄県環境部環境政策課ホームページに回答を掲載
掲載予定日：平成 27 年 5 月 1 1 日（月）

(2) 企画提案書等の提出

- 提出期限：平成 27 年 5 月 15 日（金）午後 5 時（必着）
- 提出場所：沖縄県環境部環境政策課（県庁 4 階）
- 提出書類等：
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キの書類を提出。イのみ 7 部（1 部は原本、残り 6 部は原本のコピー）、その他は 1 部ずつ提出すること。JV による企画提案の場合、エ、オ、カ、キは構成企業ごとに作成すること。

ア 企画提案応募申請書（任意様式）

イ 企画提案書

※ 企画提案書の内容は、別添「委託業務仕様書」及び以下の項目を参照してください。

※ 企画提案書はA4版を基本とし、縦・横どちらでも可とします。

※ 期限までに提出のあった企画提案書について、後日県から照会を行うことがある。

① 基本方針(アピールポイント)

沖縄県の地球温暖化対策に係る取組や国内外の動向等を考慮し、本業務の基本方針を記述すること

② 実施方法

- ・ 地球温暖化対策及び関連計画に関する情報収集方法
- ・ 現行実行計画、進捗管理手法及び推計マニュアルの把握状況及びその改善方法
- ・ 地球温暖化対策に対するアンケート調査方法
- ・ 温室効果ガス排出削減目標の設定に対する考え方
- ・ 今後必要とされる施策及び取組の提案方法
- ・ 検討委員会の設置・運営方法
- ・ その他

③ 実施計画

④ 実施体制

⑤ その他

ウ 積算書

積算の費目については、以下の内容とする。

※ 積算額は、契約金額と異なることがあることに留意すること。

①人件費

②直接経費（消耗品費、旅費、印刷製本費等）

③一般管理費（（人件費＋直接経費－再委託費）の10%以内）

④消費税

（注1 各積算項目の単価と内訳を記載願います）

エ 会社概要・・・・・・・・・・・・・・【様式2】

①定款、②収支決算書（直近1年間）を添付

オ 業務実績書・・・・・・・・・・・・・・【様式3】

カ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・【様式4】

キ 県税納税証明書（滞納がないことの証明）

(3) 第1次審査(書類審査)

○日時：平成27年5月18日（月）

- ・ 県において、書類による1次審査を行い、選定された企業に対しては、プレゼンテーションの時間を通知し、選定されなかった業者に対しては、結果のみを通知する。なお、通知は電子メールで行う。
- ・ 選定された企業名は公表しない。また、補欠選定も行わない。
- ・ 選定結果についての質問や異議申し立て等は受け付けない。

(4) 第2次審査（プレゼンテーション）

○日時：平成27年5月21日（木）

○場所：沖縄県庁4階第2会議室

※日程等は変更する可能性がある。一次審査結果発表後に、選定企業に対して詳細（期日、時間配分、プレゼン方法等）を電子メールで連絡する。

また、プレゼンの順番については、原則、企画提案書等を受け付けた順とする。

【2次審査に係る留意事項】

ア 提出期限内に必要な書類の提出が全て揃わない場合は、辞退したものと見なす。

イ プレゼンテーションにおいては、審査委員が容易に理解できるよう、説明は要点を押さえ簡潔に行うこと。なお、DVDやPCなどの電子機器及びプロジェクターを使用することは予定していない。

ウ プレゼンテーションの時間帯については、1次審査の確定後、改めて選定企業各社へ連絡する（現時点では20分程度のプレゼン時間を想定）。

エ プレゼンテーションに際しては、期限内に提出した企画提案書のみを用いるものとし、提出期限後の修正及び追加資料は一切受け付けない（ただし、プレゼンの場において、手持ちでボード等を使って補足説明することは可とする）。

オ 委託企業の選定は、別途県が定める選定要領に基づき、提案書の内容や経費等を選定委員会（2次審査）において審査し、最も優れた提案者を1社のみ決定する。

カ 審査過程や参加企業の提出書類は公開しない。また、選定結果等についての質問や異議申し立て等は受け付けない。

(5) 委託企業決定通知

○期日：平成27年5月22日（金）（午後1時以降を予定）

※審査結果は県より電子メールで通知し、追って書面にて通知予定。

4. 選考方法

選定委員会（2次審査）においては、以下の審査項目に従い委託企業を選定する。

- (1) 業務の基本方針
- (2) 業務の実施方法
- (3) 業務の実施計画
- (4) 業務の実施体制
- (5) 業務実績

5. 審査過程における全体的な留意事項

- (1) 本企画提案コンペに係る提案書作成や企画調整及び移動等に要する経費については、すべて参加者の自己負担とする。
- (2) 提出された各書類については返却しない。なお、本事業に係る提案書類及び内容等については、県担当者及び審査委員以外に一切公開しないものとする。

- (3) 委託企業選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 審査過程において、記載事項の虚偽や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。
- (5) 委託企業の決定通知後、速やかに契約に係る事務調整を行うが、具体的な業務調整を行う中で、企画プレゼンテーション等の内容と実際の業務計画の詳細が著しく乖離していると県が判断した場合は、契約前に当該企業を失格とし、審査会において次点であった企業に業務委託先を変更する場合がある。

6. 委託企業決定後の業務遂行にあたって

- (1) 採用された企画内容等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、県との協議により変更することがある。
- (2) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。
- (3) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項(※)の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(参考) 沖縄県財務規則第101条第2項

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

7. 問い合わせ先(県)

- ・住所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号(沖縄県庁4階)
- ・部課名：沖縄県環境部環境政策課
- ・担当者：崎原
- ・電話：098-866-2183 FAX：098-866-2308
- ・e-mail：sakihrmn@pref.okinawa.lg.jp
- ・時間：月曜～金曜(祝祭日を除く) 8:30～17:15